

令和元年度の都道府県支部ごとの収支

令和2年7月10日



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

令和元年度の都道府県支部ごとの収支

(百万円)

	収 入						支 出														収支差			
	保険料収入		その他収入				医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						年齢調整額	所得調整額	激変緩和	現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)	一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	平成29年度の 収支差の精算	全国平均分	地域差分	
	一般分	債権回収 以外	債権回収	医療給付費(国庫補助を除く) (A)-(B)		災害特例分(B)																		
				医療給付費 (A)	平成29年度の 協会平当分 (B1)		波及増分 (B2)																	
全国計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,226	12,478	9,647,576	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	-	-	-	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	9,107,696	539,880	539,880	-
35 山口	101,837	101,819	538	429	109	102,375	54,181	57,848	57,848			▲2,000	▲1,363	▲304	4,578	35,542	1,415	452	362	145	96,676	5,699	5,611	88

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。